千葉支部講習会のお知らせ

千葉県建築士会千葉支部
支部長　大木　建雄

平成２７年６月１日から建築確認の申請手続きが変わります
今回の改正では、より合理的かつ実効性の高い確認検査制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直しや仮使用制度の民間開放など、建築主・設計者の皆さまが行う建築確認の申請手続き等も変更されます。
また、昨年平成２６年７月に策定・公表された「建検査済証のない建築物について建築基準法への適合状況を調査するための方法等を示したガイドライン」を日本ＥＲＩ株式会社の確認部の方に解説して頂きます

日時　　平成２７年５月１５日（金）午後２：００～５：００まで
場所　　建築会館　８階会議室
　　千葉市中央区中央 4-8-5　TEL043(202)2100
定員　　４０名　定員になり次第締め切りとさせていただきます
参加費　　１，０００円（資料コピー代として）
懇親会　　４，０００円（場所未定・飲み放題で探します）

■「検査済証のない建築物の法適合性について」
－ 増 改 築 等 の 確 認 手 続 き な ど －
法適合状況調査のためのガイドラインの説明及び事例

■「建築基準法の一部を改正する法律について」
－ 平成 27 年 6 月より施行される改正建築基準法 －
改正建築基準法の概要
１．構造計算適合性判定制度の見直し
２．木造建築関連基準の見直し
３．エキスパンションジョイント等で構造上分離された建築物の構造計算の取扱い変更等
４．指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設
５．新技術の円滑な導入に向けた仕組み(旧法 38 条を実質的に復活)
６．容積率制限の合理化(エレベーターや地下の老人ホームの容積率制限の緩和)

尚、参加希望の方は、準備の都合上５月０８日（金）までに、ＦＡＸにて申し込み下さい。
連絡先　：　　支部長　大木　建雄　　FAX 043-241-0229
□　講習会出席・懇親会も出席
□　講習会出席・懇親会は欠席
□　懇親会のみ出席

住所 ……

氏名 ……

建築士登録番号又はＣＰＤ番号 ……

連絡先ｔｅｌ ……